

中規模建築物の適合義務の適用関係

施行日
(2021年4月予定)

適合義務対象

確認申請が施行日以降の場合

⇒ 適合義務対象
(附則第3条第1項)

確認申請

適判

着工

※施行日前に届出を行った場合は適合義務対象外

適合義務対象外
(届出制度の対象)

届出が施行日前の場合

⇒ 確認申請が施行日以降でも
適合義務対象外
(附則第3条第1項)

届出

確認申請

着工

確認申請が施行日前の場合

⇒ 適合義務対象外、届出は必要
(附則第3条第2項)

届出

確認申請

着工

確認申請

届出

着工

確認申請

届出

着工